

お客様各位

2019年 2月 5日
 富士通セミコンダクター株式会社
 品質保証部長 山田英毅



EU RoHS 指令対応について

日頃からの富士通セミコンダクターの半導体製品へのご愛顧ありがとうございます。

弊社は法規制等の順守による環境に優しい製品の開発、製造を推進しております。

こうした活動の一環として、富士通セミコンダクターの半導体製品に関する EU における指令、”The Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment (RoHS), 2011/65/EU” (2013 年 1 月 3 日施行) および ”Commission Delegated Directive, EU 2015/863” (2015 年 3 月 31 日公布, 2019 年 7 月 22 日施行) の対応状況について、以下であることをお知らせいたします。

記

弊社製品には、最大許容濃度値を超える下記規制対象物質は含有しておりません。

EU RoHS 指令の規制対象物質	最大許容濃度値 (ppm)
鉛 (Pb) ^{*1}	1,000
水銀 (Hg)	1,000
カドミウム (Cd)	100
六価クロム化合物 (Cr ⁶⁺)	1,000
ポリ臭化ビフェニール (PBB)	1,000
ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE)	1,000
フタル酸ビス (DEHP)	1,000
フタル酸ブチルベンジル (BBP)	1,000
フタル酸ジ-n-ブチル (DBP)	1,000
フタル酸ジイソブチル (DIBP)	1,000

備考 1: 富士通セミコンダクターの半導体製品に該当する適用除外項目

2016 年 8 月 1 日以降から、適用除外項目に該当する製品はありません。

(ただし、終息品、および、販社・代理店等において長期に在庫された製品を除きます。)

^{*1} チタン酸ジルコン酸鉛 (PZT) について

弊社 FRAM 製品は、製品特性のため強誘電体キャパシタ材料として PZT の意図的添加がありますが、均質材料であるチップ中の含有濃度は最大許容濃度値 (1000ppm) 以下であることを確認しており、適用除外項目 7(c)-IV に該当せず、EU RoHS 指令に適合しております。

備考 2: RoHS のフタル酸エステル類 4 種 (DEHP, BBP, DBP, DIBP) に関する適合時期

2018 年以降の弊社製造ロット品から、全ての製品において適合しております。

また、RoHS 指令を正しくご理解いただくためにも、RoHS 指令に関する詳細につきましては、欧州委員会 (European Commission) の URL よりご確認願います。

http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/index_en.htm

以上